

## 秋田市清酒製造業者支援事業費補助金交付要綱

令和8年1月21日  
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本酒の原料である酒造好適米および加工用米の価格高騰の影響を受けている清酒製造業者を支援するため、秋田市清酒製造業者支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 原料米 酒造好適米および加工用米
- (2) 酒造好適米 農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）第一の二に規定する玄米（以下「玄米」という。）のうち、「醸造用玄米」に分類される品種
- (3) 加工用米 玄米のうち、「醸造用玄米」以外の品種

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 酒税法第7条に規定する清酒の製造免許を受けていること。
- (2) 市内に本店を有し、かつ市内において1年以上の清酒の製造実績があること。
- (3) 自社で清酒を製造していること。
- (4) 当該事業者およびその代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が、秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団および同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団等が当該事業者の経営に事実上参画し

ていないこと。

(補助金の交付額等)

第4条 補助基準額は、令和7年産と令和6年産の秋田県産原料米の購入価格（消費税および地方消費税の額を除く。）の1俵あたりの差額とし、購入元別および品種別にそれぞれ算定するものとする。ただし、各原料米の補助基準額の上限は、酒造好適米14,150円、加工用米11,000円とする。

2 補助対象数量は、令和7年9月から令和8年2月までに清酒の原料とするために購入した秋田県産原料米の数量（俵単位）とし、1俵未満の端数は切り捨てとする。

3 補助対象額は、購入元別および品種別で補助基準額に補助対象数量を乗して算定した額の合計額とする。

4 補助金の交付額は、予算に定める範囲内で、原料米の区分に応じて算出された補助対象額の2分の1以内とし、3,000万円を各原料米の区分の限度額とする。

5 補助金の交付額の計算においては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、秋田市清酒製造業者支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類等の資料を添えて、令和8年2月27日までに市長に提出しなければならない。

(1) 原料米の購入、納品および産地が確認できる書類の写し

(2) 履歴事項全部証明書

(3) 市税に未納がない証明書

(4) 補助金の振込先となる金融機関の名称および口座番号等に係る書類

(5) その他市長が必要と認める資料

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、当該交付申請があった日の翌日から起算して30日以内に可否を決定し、秋田市清酒製造業者支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2

号)又は秋田市清酒製造業者支援事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金の交付は、前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、当該交付決定者に係る第6条第4号の資料に記載の口座に振り込むことにより行うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は秋田市清酒製造業者支援事業費補助金交付取消通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請、報告その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定又はこの要綱に基づく命令もしくは指示に違反があると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、特に市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 交付決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(報告等)

第11条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に報告を求め、又はその職員にその事務所に立入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められ、又は立入り、検査

もしくは質問されたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月21日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

3 第8条から第12条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。